

令和5年 12 月 27 日
＜ 問 い 合 わ せ 先 ＞
住 宅 局 建 築 指 導 課
住宅局参事官（建築企画担当）付
代 表 03-5253-8111

建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が
適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を
定める件の一部を改正する告示案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和5年 11 月 10 日（金）から 12 月 9 日（土）までの期間において、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件の一部を改正する告示案に関する意見募集を行いました。寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件の一部を改正する告示案に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※３の個人・団体から合計４件のご意見等をいただきました。

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
＜国土交通大臣が定める品質に関する技術的基準の改正について＞	
「特別な調査又は研究の結果に基づき、材料告示第３第１項各号に掲げる技術的基準を満たす品質と同等以上の品質が確保されていると認められる建築材料」を用いる場合、どのような手続きが必要となるか。	建築基準法第３７条第２号の規定に基づく大臣認定を取得する必要があります。 当該大臣認定を取得するためには、「材料告示第３第１項各号に掲げる技術的基準を満たす品質と同等以上の品質が確保されている」ことについて、指定性能評価機関による性能評価を受ける必要があります。
「特別な調査又は研究の結果に基づき、材料告示第３第１項各号に掲げる技術的基準を満たす品質と同等以上の品質が確保されていると認められる建築材料」について、３Ｄプリンター等の活用を見据えて、現場設置のプラントで製造するコンクリートも範囲に入れるべき。	材料告示第３ただし書に該当する材料については、現場設置のプラントで製造するコンクリートも想定しているところです。 今後、改正後の規定に基づく性能評価の対象や考え方については、整理の上、お示ししてまいります。